

平成23年度自治推進委員会からの答申への個別対応表

【参考資料 3-2】
H26. 8. 27

	(ア) 熊本市への答申	(イ) 答申に対する市の方針	(ウ) 取組内容	(エ) 関係課	(オ) 各課での具体的な動き
情報共有	① 必要な情報が必要な時期に必要な市民まで確実に届くように改善をすること	市民が情報をどのように受け止めているか確認し、適切な情報発信ができるように努力します。	1 ・情報の内容に応じた方法による提供の推進	広報課 市民協働課	・情報提供の質向上に向けたCMS(HP記事入力システム)の刷新 ・各課の情報提供の課題を検証
	② 新しい情報媒体を活用し効果的な情報共有を。	新しい情報媒体の研究を行い、複数の手法を用いて効果的に情報を共有していく仕組みを構築します。	2 ・新しい媒体による情報共有を研究	広報課 各区総務企画課	・平成24年度よりフェイスブックの活用を開始(今後も効果的な広報媒体については積極的に活用していく)
			3 ・適切かつ効果的な情報共有の実践	広聴課	・市民の声や市民と市長の直接対話事業での意見交換内容、2000人市民委員会におけるアンケート結果について、市HPへ掲載し、市施設で閲覧に供する。
	③ 市民参画・協働につながる情報共有を行うこと	市民参画・協働の前提となる情報を発信し、共有していきます。	4 ・市政情報の積極的な提供の徹底	総務課 市民協働課	・市政情報プラザでの情報提供。 ・ホームページでの「目録公開、要綱公開」 ・「市政情報の市民提供に関する基本的な考え方」の周知、徹底
			5 ・情報公開、個人情報保護を含めた情報共有に関する職員研修の強化	総務課	・各種職員研修会を実施
参画	① 市民と一緒に企画立案して行くフレームワークが必要であり、市民、行政双方の目的が達成される関係を構築すること。	市民とともに企画立案できる参画の手法を積極的に取り入れます。	6 ・様々な参画の手法の積極的な取り入れ	市民協働課	・関係課(企画課・広聴課)等と連携強化し、適切な時期に効果的なPI協議を実施。 ・企画立案の段階でワークショップなど効果的な参画の手法について協議し、助言する。
			7 ・審議会への公募委員の登用促進	行政経営課	・「審議会等の設置等に関する指針」における委員公募に関する規定の整備
			8 ・パブリックコメントを含む広聴制度の強化	広聴課	・パブリックコメント実施担当課とスケジュールや公表資料について協議。 ・その他の広聴事業についても、意見に対する迅速かつ的確な対応に努める。
	② 幅広く市民が参画できる仕組みを取り入れ、事業の性質に応じた効果的な参画の機会を講じること。	新しい参画の手法を研究し、複数の手法を用いるなど効果的な参画の仕組みを構築します。	9 ・新しい参画の手法の研究と活用	市民協働課	・参画のモデルの他都市調査・研究
	③ 市民の関心を掘り起こし、市民同士による合意形成の機会の増進を図ること。	市民同士による合意の形成の過程において必要な支援に努めます。	10 ・協議の場の環境整備	区政推進課 各区総務企画課	・各区において、まちづくり懇話会を設置し、区の特性を生かしたまちづくりの推進を行う。
協働			11 ・各区における各種団体との意見交換	各区役所	・各区のまちづくりに関し、地域の各種団体との意見交換会等を実施。
	① 対等な立場で目標や成果を共有したうえで、それぞれの役割分担を担っていける関係を築くこと。	行政、市民同士、行政同士の水平的な協力・連携の関係を構築していきます。	12 ・市民活動支援センターでのコーディネート	市民協働課	・あいぼーとでの相談対応 ・市民公益セミナー等による市民との交流やコーディネート
			13 ・庁内協働(連携強化)の推進	市民協働課	・自治基本条例庁内推進会議において協力関係の構築
			14 ・まちづくり支援メニューの充実	区政推進課 各区まちづくり推進課	まちづくり活動の手引きを毎年度作成し自治会等へ配布
				市民協働課	あいぼーとでの活用・コーディネート
	② 市民も責任を共有し、市民と行政と一緒に協働のあり方を作りあげること。	市民の協働に対する意識向上に努めます。	15 ・市民向け、市民と行政の合同研修の実施	市民協働課	・市民公益セミナー等の実施 ・参画協働に関する研修の実施
	③ 多様な主体との協働を推進すること。	市民と行政、市民同士のコーディネート力を高め、ネットワークを構築していきます。	16 ・協働ハンドブックの活用	市民協働課	・あいぼーとセミナーでの活用 ・参画協働に関する研修での活用 ・基金説明会やNPO説明会での配布 ・NPO法人設立時、あいぼーと登録時の配布
			17 ・協働提案制度の研究、構築	市民協働課	・市民協働提案制度の構築。

	(ア) 熊本市への答申	(イ) 答申に対する市の方針	(ウ) 取組内容	(エ) 関係課	(オ) 各課での具体的な動き
総括	①参画・協働の形式的な実施ではなく、質の向上を図ること。	参画の手法、協働の形態の創意工夫に努めます。	18 ・参画の質の向上	市民協働課	・PIマニュアルの改定
			19 ・協働の質の向上	市民協働課	・参画協働の研修により、協働のプロセスを市民と体験することで、職員の協働の意識を高める。協働実践の手引きの作成。
	②政令指定都市における区ごとのまちづくりを推進すること。	本庁と区役所との連携を図り、区ごとのまちづくりを推進していきます。	20 ・地域情報の整理・把握	各区役所	・地域情報を収集し、課題等の整理を行い、区ごとのまちづくりへ活用する。
			21 ・区ごとのまちづくりの推進	区政推進課 各区役所	・区のまちづくりビジョンを策定し、それに基づき、区の特性を生かしたまちづくりを進める。
			22 ・本庁と区役所との連携強化	区政推進課 各区役所	・本庁主務課と区役所各課の連絡会議を設置し、それぞれの課題等について協議を実施。